

第2回千葉県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和7年4月17日（木） 午後1時28分から

2 場 所 千葉県自治会館9階第1・2会議室

3 出席者

委 員 立岡 大助、粕谷 清、出山 輝夫、大堀 潔、勝矢 久
村尾 真一、戸澤 優之、吉富 友恭、小倉 久子

農林水産部 高橋部長

水 産 局 石黒水産局長

水 産 課 宮嶋課長、坂本副課長
篠原漁業調整班長、高橋技師

漁業資源課 原課長、大槻副課長
赤羽資源管理班長、吉田技師
大藤漁場環境整備班長

水産事務所 銚子：末永所長、山下課長
館山：迫所長、中川課長、小宮主査
勝浦：荒井所長、庄司課長

水産総合研究センター内水面水産研究所 藍所長

事 務 局 永野副技監、久野主査、高山副主査、川口副主査、岩崎主事

4 議 題

（1）令和7年度第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会指示について

（2）その他

5 審議経過

【永野副技監】

それでは、定刻の前でございますが、傍聴人は今回いないということと、皆様お揃いでございますので、これから第2回千葉県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の委員会は、令和7年度に入りまして最初の委員会になります。会議に先立ちまして、4月1日付けで、事務局及び県に人事異動がありましたので、お手元の事務局・県職員名簿に沿って、異動のなかった職員も含めて、私から紹介させていただきます。

（事務局・県職員紹介）

【永野副技監】

続きまして、委員の方々を御紹介させていただきます。

(委員紹介)

【永野副技監】

以上をもちまして、職員と委員の御紹介を終わりにさせていただきたいと思います。

それでは、立岡会長から御挨拶をお願いいたします。

【立岡会長】

会長の立岡でございます。委員の皆様には、第2回千葉県内水面漁場管理委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また本日は、新年度に入りまして初めての委員会であり、県からは公務御多忙の中、高橋農林水産部長様、また、石黒水産局長様をはじめ、関係職員の方々に御出席をいただいております。誠にありがとうございます。

当委員会としましては、本県の内水面において、水産資源の保護・増殖、さらに適切な漁場管理が図られますよう、県と連携・協調しながら、的確にその役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、前委員の訃報を御報告させていただきます。平成27年9月から、この11月まで、通算9年間にわたって委員を務めてこられました、佐原漁協の高塚組合長さんが、この2月に逝去されました。大変急なことで、残念な思いでいっぱいでございます。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

さて、本日は、第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会指示について御審議をいただく予定です。魚類の採捕、また遊漁に大きく関係する県内各河川、湖沼での魚類の稚魚放流、産卵場の造成などに関する大変重要な案件でございます。活発な議論を通じまして、適切な指示を発出してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。

【永野副技監】

ありがとうございました。

続きまして県を代表して、高橋農林水産部長から御挨拶をいただきたいと存じます。

【高橋部長】

農林水産部長の高橋でございます。この4月1日付で農林水産部長を拝命をいたしました。本年度初めの委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、採捕許可や委員会指示の御審議などを通じまして、県内の内水面における水産資源の保護や漁場管理に御尽力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本件の河川や湖沼は、アユやウナギなどの地域の水産物を供給する場であるとともに、釣りをはじめとしたレクリエーションの場としても親しまれ、地域の活性化にも大きな役割を担っているものと考えております。私ごとではございますが、私は3月まで観光の担当部長を担っておりまして、レクリエーションという側面からも、内水面の皆様方には大変な御尽力をいただきながら、県内の観光振興に努めていたところであり、非常に皆様方に御努力いただいていると認識しております。

また一方で、カワウや外来魚による食害、ナガエツルノゲイトウやオニビシの異常繁殖などの課題も依然として抱えていると伺っているところでございます。

昨年度の委員会では、ウナギの稚魚の漁業許可の更新や、漁業調整規則の一部改正など、多岐にわたる事項について、御熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は水産動植物の採捕許可の更新などが予定をされており、委員会の皆様方の御意見も伺いながら適切に進めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、委員の皆様のお力をお借りしながら、内水面の漁業・養殖業の振興に取り組んでまいりますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。まして挨拶とさせていただきます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

【永野副技監】

ありがとうございました。

ここで農林水産部長と水産局長におかれましては、所用により退席しますので、御了承願います。

(部長・局長退席、配置換え)

【永野副技監】

配置換えが終わりましたので、再開いたします。

本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。会議に出席できない旨の連絡があった委員は、高井委員の1名でございます。委員定数10名のうち9名の出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用する第145条によりまして、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に議長でございますが、委員会会議規程第3条により、立岡会長にお願いいたします。

【立岡会長】

では、私の方で議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第10条により、私から指名させていただきます。

勝矢委員さん、それと村尾委員さん、それぞれよろしくお願いいたします。

では、議事に入ります。第1号「令和7年度第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会指示について」を上程いたします。

事務局より、朗読と説明をお願いします。

【高山副主査】

(朗読)

続いて御説明いたします。第5種共同漁業権については、漁業法第168条により、免許の条件として水産動植物の増殖が義務づけられております。また、国は、内水面漁場管理委員会に対して、漁業権者が計画的に増殖を行うため、毎年、その年度の目標増殖量などを示すよう求めています。そこで本県では、従前から目標増殖量などを委員会指示でお示しし、各漁協はこれに沿って、種苗放流や産卵床造成などを行ってまいりました。目標増殖量は、昭和50年に県が定めた「増殖量算定指針」を基に算定した量を基本としまして、その後、漁業権の切替えなどの機会に見直しを行っております。

まず始めに、委員会資料5ページ、令和6年度の目標量と実績量の対比表を御覧ください。左の欄から漁協名、漁業権番号、魚種ごとに令和6年度の目標量と実績量、7年度の目標量を記載しております。下の欄が合計の欄になります。また、表中にある傍線は、第5種共同漁業権の魚種になっているものの、放射性物質の影響等により指示していないところをお示ししております。空白の欄については、第5種共同漁業権の魚種になっていないところを

表しております。

初めに、令和6年度の実績の状況について御説明します。

コイについては、コイヘルペスウイルス病の蔓延防止の観点から、平成16年以降、目標量を示しておりませんでした。産卵床の設置による増殖手法が整理されるなど、増殖の条件が整ったことから、令和6年度から、産卵床の設置による目標量を示しております。一番下の合計の欄を御覧ください。目標量の合計32平方メートルに対し、62.2平方メートルで、目標量を上回っております。

次にフナについてですが、目標量の種苗放流、合計7,130キログラムに対して、実績量は7,157キログラムで、おおむね目標量どおりとなりました。なお実績量については、産卵床設置による増殖効果、1平方メートル当たり1.91キログラムを加算した値となっております。表中、中ほどの網かけ部分となりますが、令和5年度から目標増殖量の指示を再開しております、利根川水系を漁場とする佐原、北総及び笹川漁協については未達となっております。

6ページを御覧ください。ウナギについては、目標量、種苗放流925キログラムに對しまして、実績量が886キログラムで、目標量をやや下回る状況でした。

次にアユについては、目標量、種苗放流23万尾に對しまして、実績量が23万5,000尾で、目標を達成しております。

7ページを御覧ください。ワカサギについては、目標量、卵放流4,000万粒に對しまして、実績量が1億4,000万粒ということで、目標量を大きく上回っております。

次にニジマスについてですが、目標量、種苗放流9,000尾に對しまして、実績量が1万尾ということで、目標量を上回っております。

8ページを御覧ください。オイカワについては、目標量、産卵床造成1,700平方メートルに對しまして、実績量が1,700平方メートルで、目標量どおりでした。

次にウグイについては、目標量、産卵床造成1,400平方メートルに對しまして、実績量が1,000平方メートルで、目標量を下回っております。春先に長雨が続いた影響により、河川が増水し、産卵適期に産卵床造成が実施できない組合がございました。

9ページを御覧ください。モツゴについては、目標量1,800平方メートルに對して、実績量が1,989平方メートルで、目標量を上回っております。

以上のように、令和6年度の魚種ごとの全体量の実績としましては、ウナギ、ウグイ以外の魚種では目標量どおり、または目標量を上回っておりました。

なお、実績量が目標量を下回った漁協に対しては、増殖義務を果たす観点から、目標量に沿って種苗放流を行うよう、県と連携して指導しております。

続いて、令和7年度の目標増殖量の案について御説明します。本資料とは別に配付しております、右上に「資料1」と書かれた資料を御覧ください。こちらは令和5年9月の漁業権の切替えに当たりまして、国の技術的助言や情勢変化を踏まえ、令和6年1月に、県が「目標増殖量等の考え方」を示しております。こちらの資料、2ページ目の四角で囲んだ箇所に書かれているとおり、増殖に係る数量算定の考え方に基づきまして、過去の放流実績、漁場や資源の利用状況及び漁協の経済的負担能力等を総合的に勘案しまして、目標増殖量の設定をすることとしております。

次に、右上に「資料2」と書かれた資料を御覧ください。こちらも資料2の上段に枠で囲った箇所が、今回の目標増殖量の見直しの概要になっております。①については、ただ今、資料1で御説明した考えに基づき、組合の資源の利用状況や経済的負担能力等を勘案した目標量の見直しを魚種により行っております。また、②につきましては、昨年10月に手賀沼の水産物のコイ、ギンブナ及びモツゴの出荷制限指示等が解除されたことに伴い、手賀沼漁協、我孫子手賀沼漁協の全ての魚種の操業が再開されております。これにより、両組合に係る内共第7号の指示の発出を再開すること、この2つの基本的な考え方により見直しをしております。

それでは魚種ごとに、変更箇所について御説明しますので、この資料と、委員会資料の対比表、こちらを併せて御覧いただければと思います。なお、対比表の濃い色でお示した網かけの部分が、今回目標量を見直した箇所となっております。

資料2に戻りまして、まず初めに、コイについて御説明いたします。コイヘルペス病発生後、約20年間、コイの種苗放流は行われておらず、コイの利用が減少していることや、この間に組合員の減少など、状況が変化していることなどから、各漁協の直近の利用分を補うために必要な産卵床の設置を指示する考え方によりまして、令和6年度から指示を再開しております。生産実績がない組合については、最低数として産卵床1平方メートルを指示しております。実績は目標量を上回っておりますが、組合によっては産卵まで確認をすることができませんでした。河川によっては、降雨による増水の影響を強く受けたため、設置位置の見直し等を行いながら現在取り組んでいるところであり、各組合が河川環境に応じた産卵床の設置手法を模索している段階であると考えられますので、(1)のとおり、令和7年度の目標量については令和6年度と同数とする考えです。

(2) についてですが、操業を再開する手賀沼、我孫子手賀沼漁協の内共第7号について、今年度から指示を再開しますが、操業自粛により直近の漁獲がないため、最低数である産卵床1平方メートルを目標量として指示する考えです。

次に2、フナについてです。(1) 操業を再開する手賀沼漁協、我孫子手賀沼漁協に聞き取りを行ったところ、長期にわたる操業自粛の影響により、現在フナを対象とした操業の見通しが立っていないと聞いております。組合経営状況から、さらなる放流経費を捻出することが困難であることから、前年度と同じ、遊漁利用相当分である110キログラムを目標量とする考えです。

(2) の目標量に達していない佐原漁協の内共10号、北総漁協、笹川漁協の内共第11号につきましては、令和6年度に出荷自粛以前と比べて需要が減少したままと判断され、操業自粛前の組合員数からの減少率に応じて、目標増殖量を令和6年度に見直しているところでは、改めて組合に聞き取りを行ったところ、利用は僅かで、一部漁業者の自家消費に限られること、組合経営が逼迫し、放流経費を捻出することが困難であるため、目標量の見直しの要望がございました。このことから、漁協の経済的負担及び操業自粛による影響を考慮し、近年の操業実態に応じて、利用した資源を添加する考え方から、指示量を50キログラムに見直す考えです。

次に資料裏面のウナギについてです。内共第7号については、操業再開に当たり、指示を再開しますが、過去、平成30年度に種苗購入単価及びシラスウナギ取引価格の高騰を踏まえ、県一律でウナギの目標量を3割減じております。再開する2組合についても同様の考えの下、自粛前の目標量から3割を減じる考えです。また、組合に聞き取りを行ったところ、長期にわたる出荷制限の影響と高齢化により、ウナギ操業者の大幅な減少が見込まれており、利用は漁業者の自家消費に限られること、また組合の経済的負担を考慮しまして、操業自粛前からの組合員数の減少率に応じて、さらに減じる考えとなっています。

(1) の手賀沼漁協につきましては、制限前の200キログラムから、種苗単価高騰分3割、組合員減少率の4割、こちらを乗じまして、80キログラムとしております。

(2) の我孫子手賀沼漁協についても同様の考えで、制限前の40キログラムから、種苗単価高騰分の3割減、組合員減少率の4割減を乗じまして、20キログラムとしております。

(3) の笹川漁協の内共第11号については、令和5年に出荷規制が解除されておりますが、漁業者自身が操業を自粛しており、利用は僅かであること、また組合の経営状況を踏まえまして、令和6年度の目標量から、自粛前の組合員数の減少率の3割を減じまして、50キログラムとしております。

最後に4、ワカサギについてです。操業を再開する内共第7号について、組合に聞き取りを行ったところ、積極的に増殖に取り組みたいという意見を踏まえまして、出荷制限前を維持して指示を再開する考えでございます。

そのほかについては、初めに御説明したとおり、令和6年度の実績がおおむね目標量に見合っており、目標量の見直しを必要とする大きな情勢の変化もないことから、県と検討の上、前年度と同量にしたいと考えております。

魚種ごとの目標増殖量（案）を御説明しますので、委員会資料の4ページを御覧ください。こちらが今回の目標魚種の一覧表になります。コイ、フナ、ウナギ、ワカサギについては、表の中で濃い色でお示したところが、先ほど説明した数量を見直した箇所になっています。それ以外の魚種については、数量の見直しはありません。

また、手賀沼、我孫子手賀沼漁協の内共第7号の操業が再開されたことにより、第5種共同漁業権を有する全ての組合に対し、今年度から目標増殖量が示される形となります。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【立岡会長】

ただいま事務局から議案の朗読・説明がありました。今回の委員会指示の原案については、1点目として、令和6年1月23日の目標増殖量の考え方、2点目として、手賀沼の出荷制限指示の解除、3点目として、各漁協の意向、これを踏まえた中でこういう議案をつくられたということです。

これから質疑に入りたいと思います。ボリュームがたくさんございますので、順番を追って進めさせていただきたいと思います。

まず資料5ページ目、コイとフナついて審議をしたいと思います。網かけしてあるところは今回変わったところで、手賀沼、我孫子手賀沼漁協のコイ、ここが6年度はなかったものを、今回改めて指示する。フナについては、佐原、北総、笹川の3漁協について、漁場の利用実態、また漁協の経営状況を踏まえた中で見直しをするという説明が事務局からありましたが、御意見、御質問等ございましたらお願いします。勝矢委員様は地元の組合さんですが、いかがですか。

【勝矢委員】

操業自粛からもう長いこと経って、去年の10月25日に解除ですと言われても、一斉に組合員に獲っていいですよ、食べていいですよということもできないということで、手賀沼漁協と我孫子手賀沼漁協、両方の組合で話し合いました。両方の組合との連携を取って、総会と通知文で、今年の4月1日から操業できると、組合員に案内しました。ただし、長い間漁も何もしていない状況ですので、ほとんどが付き合いだけの組合員であり、魚釣り、遊漁

のための組合になっています。

また、コイの産卵床については設置しました。私は毎日、沼の方まで歩いているのですが、水際にはバチャバチャと産卵が始まっていました。組合の方で産卵床をいつ設置したかというのははっきり分かっていませんが、コイに関しては、ある程度クリアできているのではと思います。

あとフナに対しても、手賀沼では、現在営業している釣り堀屋が2軒。その人たちのために放流しているような状況になっています。フナを110キロ放流しても、ぐるっと網で囲って、フナ、コイを持って行って、自分のいけすに入れている。それで苦情が出たりしていますが、実際に魚を獲って、漁業で生活しようという人はほとんどいなくなっている状況です。頑張って指示に従おうとは思っていますけども、それだけのお金をどこから捻出するかのが現状です。

【立岡会長】

今回示されている原案で、可能な範囲でとり組みたい、目標量は概ね達成できるだろうという御判断ということでよろしいでしょうか。

【勝矢委員】

昔から取り組んでいたことなので、まずは増殖再開に取り組みたい。組合の経営上難しいということになれば、改めて相談したいと思います。

【立岡会長】

ありがとうございます。

あと、ほかの委員さん、いかがでしょうか。

それでは先に進めさせていただきます。

続きまして、6ページ目、ウナギとアユについてですが、こちらも先ほどと同じ、網かけしているところが今回変わったところでございます。また、アユは、養老川、小櫃川、湊川、夷隅川の4組合になります。ウナギとアユに関して、何か御意見はございますか。

粕谷委員、いかがですか。何かアユの関係はございますか。

【粕谷会長代理】

私の方の組合では、先ほど勝矢委員から御意見のあった、コイもそうですが、千葉県では

コイを必要とする漁業者は少ないわけです。アユもそうですが、海面の魚で食生活が慣れているものですから、淡水魚というのは、どうしても見過ごされがちです。やはりお客さんがあって初めて放流事業が活発にできるものであり、そのお客さんが増えないことには、各魚協は経営上大変だと思います。私の組合でも、正直なところ、アユ、コイなどは食べるために釣りに来る人というのは本当に少ないので、放流経費を確保することは大変だと感じています。我々はとにかく魚影を濃くすることが、釣り人が濃くなるということだという考えで取り組んでいますが、やはり必要とされる魚種があるという感じがします。お客さんあっての話であって、今はどこの組合も四苦八苦していると思います。ましてここ2、3年の、お客の減少があったもので、余計に大変だったと思います。以上です。

【立岡会長】

ありがとうございます。なかなか組合で経営と直結しないというところで、難しい面があるということを今教えていただいたところですが、ほかの委員さんの方で何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、7ページ目のワカサギとニジマスについてです。ここも養老川と小櫃川は、目標に比べて6年の実績は6倍ということで、かなりの量を、ワカサギの卵を放流されています。一方、手賀沼さん、我孫子手賀沼さんは、制限解除を受けて放流再開の動きがありますが、7年度目標増殖量は6年と同じとされていますけども。この辺は、小櫃川さんいかがですか。

【粕谷会長代理】

ワカサギについては、高滝湖の戸澤委員が専門ですから、私が言うことではないのですが、ワカサギやニジマスについては、とにかく魚を濃くする。そうすればお客さんがある程度つきます。

ワカサギですと、戸澤委員のところもですが、我々は発眼卵というものを使っています。ふ化率からすれば何倍も違います。単価も違いますが。私の組合で箱根から取っている卵だと、ふ化率は大体80数%から90%超えるくらいです。ただ、初めからやっていた、網走産のシュロ枠でやった場合には、出るのは大体20%から25%くらい。値段も相当違う。でも同じ実績を上げるだけであれば、網走産は1,000万粒10万円くらいで買えます。箱根産を取り入れると、大体35万円から36万円くらいします。このため、小櫃川は、高滝さんもそうだけど、ほとんど発眼卵を使っています。やはりふ化率のいいものを。

だから単価的には相当上がっていますが、お客さんを取り入れることに今、四苦八苦しています。戸澤さん、どうですか。

【立岡会長】

戸澤委員さん、ワカサギの関係で、お願いします。

【戸澤委員】

実際、実績量というのは、高滝で言うと、ワカサギの漁を始めてから約20年くらいが経ちますが、その間の、いわゆる肌感覚でキャパシティに対してこのくらいが一番良いと思われる量を放流している。たくさん入れればいいというものでもなく、少なければそれなりに釣果が落ちるという考え方です。

実際は、これにプラスの数も入っていますが、湖によって水の性質も違いますし、当然、プランクトンの湧き方も変わってくるので、その湖によっての適応量、適応放流量、放流する卵の数というのは、実際は、やってみた今までの結果で、この数がずっと続いているというような状況です。今、粕谷さんからありましたように、卵の質も大分良くなり、ふ化率も相当上がっています。値段は高くなっていますが、ワカサギに関して言えば、それに伴うだけの収入があります。ほとんど遊漁として。漁業として養老川は獲ってないので、今、私の方から漁協さんにもお話をしていますが、年に何回か、漁業として組合員に獲ってもらって、それを加工するなどの方法もあるのではないですか、という御提案はさせていただきます。

【立岡会長】

ありがとうございます。ほかに御意見よろしいですか。

続きまして、8ページ目、9ページ目のオイカワ、ウグイ、モツゴになります。

この関係で何か御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

【吉富委員】

よろしいですか。

【立岡会長】

吉富委員さん。

【吉富委員】

ここの御説明だったかどうか分かりませんが、産卵床造成について、河川の増水の影響があるということで、やはりそういうことについて配慮が必要という御説明がありましたが、どのような配慮をしていくか、どのような場所に設置するか、検討されているのかというのをお聞きしたい。

あと、オイカワ、ウグイとかについて、似たような環境、産卵床であった場合に、どちらかを造れば、双方に機能するということもあると思いますが、特に、どのように分けているのか、場所を選定しているのかというところをお聞きできればと思いました。

【粕谷会長代理】

いいですか。

【立岡会長】

どうぞ。

【粕谷会長代理】

それでは私から。そういうところ、子供の頃から携わっていたものですから、分かる範囲でお答えします。例えばウグイの産卵は、我々が子供の頃から教わったことは、ヤマブキの花が咲くと産卵に入ることでした。そのときの河原にある程度の水が出て、小砂利がの藻がきれいに洗われた時点、その水の引き際に産卵します。天然が相手ですから、果たしてそういう水が出るのか、出ないのかというところが、ウグイ、オイカワにとっては重要です。小櫃川の流れの中で、砂利のたまるところ、砂のたまるところというのは全部、毎年決まっています。

その中で、茶色に石が染まっているときは産卵しない。例えば、人は身籠ってしまえば、予定日が来れば産まなければならないが、ウグイなどは、条件が整わなければ卵はずっと持っている。そういうことを私は子供の頃からずっと、各先輩に教わりながらやってきました。

【吉富委員】

そういう場所を選んで造成されているということですか。

【粕谷会長代理】

そうです。

【吉富委員】

それが場所として、オイカワ、ウグイは異なるということですか。

【粕谷会長代理】

そうです。

【吉富委員】

それで分けているということですか。

【粕谷会長代理】

産卵時期が若干異なり、オイカワの方が後になります。

石を洗うことが大事です。そこにメスが産卵をすると、そこに重なるようにしてオスが精液をかける。産卵させるため、昔からそういうことに取り組んでいます。

【吉富委員】

その古い付着藻類がついている石をしてきれいに洗うということですか。そういう状態を変えというのが産卵床造成ということですか。

【粕谷会長代理】

そうです。自然に魚が、自然界の中でここが良いと選んだところを、素人の人たちは、周りを囲って、昔の人は捕まえていました。ところが上手な人は、5mくらい上流に行って、足で石をもじっただけで、魚がそっちへ移動しちゃうんです。この自然界というのはそういうものがあるんです。卵を持っていたても、周りが合っていなければ産卵しない。そういうことは、アユもそうだと思う。

【吉富委員】

先ほど御説明にあった、河川の増水の影響を考えないといけないというのは、どういう意味で御説明いただいたのでしょうか。

【高山副主査】

事務局の先ほどの説明についての補足ですが、ウグイについては、令和6年度の実績として、養老川漁協さんが、4月頃に産卵床の造成を予定していましたが、長雨が続いたことによって、川に人が入れなかったため、今回実施できなかったとの回答がありましたので、その御報告をさせていただきました。

もう一つ、増水の影響について御説明したのは、コイの産卵床設置についてです。昨年度は河川の増水によって、産卵床が壊れてしまうケースや、速い流れの影響のため、流されないうために一時的に産卵床を撤去して、陸に揚げなければならないというような状況など、様々な対応が必要でした。

【吉富委員】

分かりました。ありがとうございます。その難しさといいますか、増水のタイミングと産卵という状況が重なったり、そのときに機能しないといけないというところの難しさも、簡単な御説明を伺って感じました。ありがとうございます。

【立岡会長】

研究センターの方で、何か技術的な面で説明できることがあったら補足してもらいたいのですが、何かありますか。

【藍内水面水産研究所長】

今、組合長さんが一番重要なポイントを説明されたので、あえて申し上げることはありませんが、両種とも、特に長野県などが先行的に昔から取り組まれている結果を基に、国の方でもマニュアルが作られていて、例えば時期、川の流れ、水深、その川の大きさなど、こういったところが良いという基準は作られています。そういったものを参考にして、例えば夷隅川さんなど、組合から状況を見にきてほしいという話があった際は、出向いて、こういうところいいのではないかと、というような指導をしています。

【立岡会長】

現場の知見を優先をしながら、科学的なものも指導に含めてやっているということでもよろしいですかね。

【藍内水面水産研究所長】

そのとおりです。

【立岡会長】

よろしいでしょうか。

【吉富委員】

はい。ありがとうございます。

【立岡会長】

ほかに何か御意見、御質問はございますか。8ページ目、9ページ目だけではなく、5ページ目からを含めて、今回の議案に関しまして、何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。

特にないようですので、質疑を終了し、採決に入りたいと思います。

議題第1号「令和7年度第5種共同漁業魚種の目標増殖量に係る委員会指示について」、議案に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【立岡会長】

挙手多数により、議題第1号は原案のとおり可決・決定といたします。

なお、この委員会指示を県報で公示するに当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合については、私と事務局に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【立岡会長】

ありがとうございます。異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に第2、「その他」ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

特になければ、本日の議題については全て終了といたします。

次に次第3の「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。

特にないようですので、事務局から連絡をお願いいたします。

【高山副主査】

(事務局連絡事項)

【立岡会長】

それではこれをもちまして、第2回千葉県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

皆様、ありがとうございました。

午後2時30分 閉会